

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政策地域部の分課及びその分掌事務) 第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。 (1)～(4) [略] <u>(5) 三陸防災復興プロジェクト2019推進課</u> (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 2～5 [略] <u>6 三陸防災復興プロジェクト2019推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>総務企画担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。</u> <u>運営担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の運営に関すること。</u> 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略]  (職) 第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	(政策地域部の分課及びその分掌事務) 第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。 (1)～(4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] <u>(9) 三陸防災復興プロジェクト2019推進室</u> 2～5 [略] <u>6 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>総務企画担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。</u> <u>運営担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の運営に関すること。</u> 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] <u>10 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>総務企画担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。</u> <u>運営担当の分掌事務</u> (1) <u>三陸防災復興プロジェクト2019の運営に関すること。</u>  (職) 第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	[略]	
地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第7項</u> 地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第7項</u> 地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県北沿岸振興課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第7項</u> 県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。
[略]		
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第9項</u> 国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。

区分	職	職務
本庁	[略]	
地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第6項</u> 地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第6項</u> 地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県北沿岸振興課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第6項</u> 県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。
[略]		
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第8条第8項</u> 国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室</u>	<u>総括プロジェクト推進監</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第10項</u> 総務企画担当及び運営担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又



代決する。

(1) 本庁における代決

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学 I L C 推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長及び県北沿岸振興課長を除く。）	、担当課長（分権推進担当課長を除く。）若しくは特命課長
[略]		
国際監	[略]	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学 I L C 推進室長、国際室長、交通政策室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長

代決する。

(1) 本庁における代決

決裁権者	代決権者	
	第1順位者	第2順位者
[略]		
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学 I L C 推進室長、国際室長、交通政策室長、 <u>三陸防災復興プロジェクト推進室</u> 長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、 <u>総括プロジェクト推進監</u> 、 <u>プロジェクト推進監</u> 、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長及び県北沿岸振興課長を除く。）	、担当課長（分権推進担当課長を除く。）若しくは特命課長
[略]		
国際監	[略]	
<u>総括プロジェクト推進監</u>	<u>総括プロジェクト推進監</u> があらかじめ指定する職員	
<u>プロジェクト推進監</u>	<u>プロジェクト推進監</u> があらかじめ指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、科学 I L C 推進室長、国際室長、交通政策室長、三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、ラグビーワールドカップ2019推進室長、廃棄

、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～4 [略]

5 三陸防災復興プロジェクト2019推進課の分掌事務について

、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のと

物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長、県産米戦略室長、総括課長、所長、総括調査監及び会計指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 首席ILC推進監、特命参事、調査監、報道監、防災危機管理監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、プロジェクト推進監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～4 [略]

<p><u>おりとする。</u></p> <p><u>部長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画に関すること。</u></p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の企画に関すること。</u></p> <p><u>総務企画担当課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。</u></p> <p><u>運営担当課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の実施に関すること。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 [略]</u></p> <p><u>9 [略]</u></p>	<p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 [略]</u></p> <p><u>9 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務について、部長、室長、総括プロジェクト推進監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>部長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な企画に関すること。</u></p> <p><u>室長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の開催準備の総合的な調整に関すること。</u></p> <p><u>総括プロジェクト推進監専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の企画に関すること。</u></p> <p><u>総務企画担当課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。</u></p> <p><u>運営担当課長専決事項</u></p> <p><u>(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営の実施に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第3（第3条関係）

合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区合同庁舎	[略] <u>政策地域部三陸防 災復興プロジェクト2019推進課</u> [略]	[略]
[略]		

別表第3（第3条関係）

合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区合同庁舎	[略] <u>政策地域部三陸防 災復興プロジェクト2019推進室</u> [略]	[略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。